

2014 年度「全腎協ニュースレター」第 15 号
全腎協事務局作成 (2015. 3. 30)

■基礎年金額 0.9%引き上げへ

厚生労働省は 1 月 30 日、2015 年度の年金支給額を 0.9%引きあげることを発表しました。2015 年 4 月（6 月支払分）から実施されます。

現在、障害基礎年金 2 級および老齢基礎年金（月額）を満額の 64,400 円受給している人は、608 円増え 65,008 円になります。国民年金の保険料については、2014 年度から 340 円引き上げられ 15,590 円（月額）になります。

2015 年度 国民年金（基礎年金額）		年額	月額
老齢基礎（満額）		780,100 円	65,008 円
障害基礎	1 級	975,100 円	81,300 円
	2 級	780,100 円	65,008 円

2015 年度 加算額・加給年金額		年額
子の加算額（障害基礎年金）	第 1・第 2 子	224,500 円
	第 3 子以降	74,800 円
配偶者加給年金額（障害厚生年金）		224,500 円

2015 年度 国民年金保険料	15,590 円（月額）
-----------------	--------------

また、特別障害給付金（国民年金任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できない障害者の救済制度）の額については以下のとおりです。

特別障害給付金	2014 年度	2015 年度
障害基礎年金 1 級相当	49,700 円	→ 51,050 円
障害基礎年金 2 級相当	39,760 円	→ 40,840 円

■65 歳以上障害者の介護保険

障害福祉サービス併給は一律に制限しないよう自治体へ求める（厚労省）

65 歳以上の障害者の障害福祉サービスと介護保険適用状況について、厚労省が市町村に対して行った運用実態が 2 月に公表されました。

それによると、65 歳になると介護保険へ移行するよう案内している自治体は、87%の市町村が行っており、障害福祉サービスとの併給が可能であることを知らせているかについては、わずか 19%の市町村にとどまっています。

65 歳以上の障害者は介護保険の利用が優先されますが、必要なサービスが介

護保険の利用限度額や内容では不十分な場合、障害福祉サービスとの併用が認められており、市町村は、併用できる場合に独自の基準を設けることができるようになっていきます。

この併給できるとする基準について、要介護 4 以上に限り併用を認めるなど要件を追加している自治体が 29%あり、さらに、この要件を満たさない場合、個別の状況に応じた支給は「していない」とする自治体が 69%にのぼり、一律に判断している様子が明らかになりました。

厚労省は、この結果を踏まえ、自治体に対しサービス併用が必要な障害者まで一律の判断で支給を削ることがないように適切な運用を求める通知を改めて出しました。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険運用関係等についての運用等実態調査結果
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12203000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Shougai-fukushika/chousakettuka.pdf>

■地域医療構想策定の省令案パブコメに対し

全腎協が病床数推定方法について懸念を示す

4月から都道府県は、2025年の医療提供体制を見据え、「地域医療構想」を策定することになっています。医療需要の将来推計などをもとに、医療機関の病床機能を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに転換、整理するものです。

厚労省は、2月、「地域医療構想」を策定するための構想区域の区分や将来の病床数の必要量の推定方法などを定めた省令案を提示（パブリックコメント）し、全腎協は、特に、病床数の推定方法について、次の内容について意見を提出し、懸念を示しました。

医療法施行規則の一部改正より「将来の病床数の必要量の算定方法について」

(懸念点)

長期入院透析患者の約2/3が一般病床に入院(透析医会調べ)しています。また、週3回の透析に通う交通手段・介護者の確保ができないことや豪雪など気候・地理的状況により入院せざるを得ない患者もいます。

現在の一般病床や療養病床の入院受療率でさえ、透析患者の容態が正確に反映されていると言えない状況のなか、将来の病床必要量が推定できるのか、必要な病床数が過少に見積もられかねないか懸念されます。

地域格差なく要介護透析患者が必要な療養を受けられる入院ベッドが確保できるようにしてください。